

赤穂市のカーボンニュートラルに向けて



関西電力株式会社と連携協定を締結しました

10月25日、赤穂市と関西電力株式会社とは、「赤穂市と関西電力株式会社とのカーボンニュートラルの推進に関する連携協定」を締結しました。

この協定に基づき、市内事業者等のカーボンニュートラルを推進するため、互いに協力して取り組み、地球温暖化による気候変動を抑制し、市域の豊かな自然環境を将来にわたり守っていきます。

赤穂市と関西電力株式会社との カーボンニュートラルの推進に関する連携協定

赤穂市（以下「甲」という。）と関西電力株式会社（以下「乙」という。）とは、カーボンニュートラルの推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市内事業者等へのカーボンニュートラルの推進に関し、甲と乙がお互いの強みを生かし、互いに協力して取り組むことで、地球温暖化による気候変動を抑制し、ひいては、市域の豊かな自然環境を将来にわたり守っていくことを目的とする。

（連携する事項）

第2条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 市内事業者への脱炭素推進に関すること
- (2) 脱炭素推進に向けた社会的気運醸成への支援に関すること
- (3) その他、両者が協議し、必要と認めること

2 前項各号に掲げる事項について、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、合意した取り組みを随時実施するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、相手方が秘密情報である旨を書面で明示した上で自らに提供した情報について、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の義務を負うものとする。

（有効期限）

第4条 本協定の有効期限は協定締結の日から1年を経過する日までとし、有効期限3か月前までに甲又は乙からこの協定の解約若しくは見直しの意思表示が書面によりなされない場合は、引き続き1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

（以下余白）

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ各1通を保有する。

令和6年10月25日

甲 兵庫県赤穂市加里屋81番地
赤穂市

赤穂市長

牟禮正穂

乙 兵庫県姫路市十二所前町117番地
関西電力株式会社

播磨・但馬担当支社長

森田一士



連携する事項

- (1) 市内事業者への脱炭素推進に関すること
- (2) 脱炭素推進に向けた社会的気運醸成への支援に関すること
- (3) その他、両者が協議し、必要と認めること

赤穂市環境課

